（職権による登録の抹消における通知）

第八十四条　令第三十五条第一項の通知は、次の事項を明らかにしてしなければならない。

一　抹消する登録に係る次に掲げる事項

イ　許可貯留区域等、貯留事業等の概要及び貯留権番号等

ロ～ホ　（略）

二　（略）

２　（略）

（各種の通知の方法）

第八十五条　令第三十条各項並びに第三十五条第一項及び第三項の規定並びに第八十二条から前条までの規定による通知は、郵便、信書便その他適宜の方法によりするものとする。

第八十六条　（略）

第四章　登録事項の証明等

第一節　登録事項の証明等に関する請求

（登録事項証明書の交付の請求書等）

第八十七条　令第七十条第二項の経済産業省令で定める図面は、許可貯留区域図等とする。

２　登録事項証明書又は許可貯留区域図等の全部又は一部の写しの交付を請求するときは、次に掲げる事項を内容とする書面（以下この章において「請求書」という。）を提出しなければならない。貯留権等登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときも、同様とする。

一　（略）

二　許可貯留区域等、貯留事業等の概要及び貯留権番号等

三　（略）

四　登録事項証明書の交付の請求をする場合にあっては、第八十九条第一項各号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる登録事項証明書の区分

五　登録事項証明書の交付の請求をする場合において、共同担保目録又は信託目録に記録された事項について証明を求めるときは、その旨

六　許可貯留区域図等の一部の写しの交付の請求をするときは、請求する部分

七　送付の方法により登録事項証明書又は許可貯留区域図等の写しの交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所

３　令第七十条第四項又は第五項の規定により許可貯留区域図等以外の貯留権等登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求書の内容とする。

一～三　（略）

四　令第七十条第四項の規定により許可貯留区域図等以外の貯留権等登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する部分及び当該部分を閲覧する正当な理由

五　令第七十条第五項の規定により許可貯留区域図等以外の貯留権等登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する附属書類が自己を申請人とする登録記録に係る貯留権等登録簿の附属書類である旨

（職権による登録の抹消における通知）

第六十七条　令第三十三条第一項の通知は、次の事項を明らかにしてしなければならない。

一　抹消する登録に係る次に掲げる事項

イ　許可試掘区域、試掘の概要及び試掘権番号

ロ～ホ　（略）

二　（略）

２　（略）

（各種の通知の方法）

第六十八条　令第二十九条各項並びに第三十三条第一項及び第三項の規定並びに第六十五条から前条までの規定による通知は、郵便、信書便その他適宜の方法によりするものとする。

第六十九条　（略）

第四章　登録事項の証明等

第一節　登録事項の証明等に関する請求

（登録事項証明書の交付の請求書等）

第七十条　令第五十五条第二項の経済産業省令で定める図面は、許可試掘区域図とする。

２　登録事項証明書又は許可試掘区域図の全部又は一部の写しの交付を請求するときは、次に掲げる事項を内容とする書面（以下この章において「請求書」という。）を提出しなければならない。試掘権登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときも、同様とする。

一　（略）

二　許可試掘区域、試掘の概要及び試掘権番号

三　（略）

四　登録事項証明書の交付の請求をする場合にあっては、第七十二条第一項各号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる登録事項証明書の区分

五　登録事項証明書の交付の請求をする場合において、信託目録に記録された事項について証明を求めるときは、その旨

六　許可試掘区域図の一部の写しの交付の請求をするときは、請求する部分

七　送付の方法により登録事項証明書又は許可試掘区域図の写しの交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所

３　令第五十五条第四項又は第五項の規定により許可試掘区域図以外の試掘権登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求書の内容とする。

一～三　（略）

四　令第五十五条第四項の規定により許可試掘区域図以外の試掘権登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する部分及び当該部分を閲覧する正当な理由

五　令第五十五条第五項の規定により許可試掘区域図以外の試掘権登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する附属書類が自己を申請人とする登録記録に係る試掘権登録簿の附属書類である旨